

「新潟県伝統工芸品」として新たに加茂屏風を指定します

伝統工芸品産業の一層の発展に資するため、「新潟県伝統工芸品」（以下「県伝統工芸品」という。）の指定制度に基づき、新たに加茂屏風を指定します。

なお、令和4年1月の制度創設以来、県伝統工芸品の指定数は累計で15品目となります。

1 指定する品目（詳細は別紙一覧表のとおり）

加茂屏風（加茂市）

【参考】県伝統工芸品の指定要件

以下の要件をすべて満たすもの。但し、経済産業大臣指定「伝統的工芸品」は除く。

- (1) 主として県民生活の用に供されるものであること
 - (2) 主要な製造工程の大半が県内で行われていること
 - (3) 製造過程の主要部分が手工的であること
 - (4) 伝統的な技術又は技法により製造されるものであること（※）
 - (5) 伝統的に使用されてきたものを主たる原材料として用い、製造するものであること（※）
- ※ 概ね50年以上受け継がれ、現在も活用又は使用されていること

2 その他

これまで指定した工芸品を以下のホームページで紹介しています。製造事業者へのインタビュー等を掲載していますので併せてご覧下さい。

◆新潟県伝統工芸品について

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/chiikishinko/kendentoukougei.html>

**◆伝統工芸品の裏側をのぞく～新潟県伝統工芸品のになひて～**

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/kendenninaite/>



◆ 本件についてのお問い合わせ先
地場産業・日本酒振興室 安達、石井
TEL:025-280-5243 県庁内線:2781